

平成 31 年 1 月 7 日

文部科学省初等中等教育局教育課程課長 殿

全国高等学校長協会
会長 笹 のぶえ

「児童生徒の学習評価の在り方について(これまでの議論の整理)」に関する意見募集に対するパブリックコメントについて

<意見 1 ④2. (3) 学習評価について指摘されている課題>

高校における学習評価の水準は、従前よりも向上してきている。今後、学習評価に関する通知等を出す際には、このことを踏まえて対応いただきたい。

具体的には、生徒による授業評価、Can-Do リスト、ルーブリック評価、授業中の相互評価、レポート評価、ポートフォリオ評価、発表活動時のパフォーマンス評価等の導入により、高校の学習評価の水準は向上し、授業改善にもつながっている。

<意見 2 ⑥3. (1) 学習評価の基本的枠組み>

学校は学習指導要領に基づき教育課程を編成・実施している。学習評価についても、学習指導要領に、その原則的な事項を記載するべきである。ところが、平成 30 年 3 月に公表された新学習指導要領案では、3 つの観点についての記載がない。また、平成 30 年 7 月に公表された高等学校学習指導要領解説総則編では、平成 28 年 12 月の中央教育審議会答申において目標に準拠した評価を実施するため、観点別評価に言及しているが、「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の 3 観点到整理することが提言されるにとどまっている。

学習評価についての研究は小学校、中学校に関しては多くの研究があるが、生徒の発達段階や教育内容が異なる高等学校で、小・中学校と同じ 3 観点を評価を行うことに関する研究は少ない。

高等学校学習指導要領は、教職員が学習指導の拠り所とするものである。現在までの段階では、学習指導要領における学習評価に関する記述は十分であるとはいえない。評価の改善に当たっては、学習指導要領の本文及び解説において、拠り所となる記述を載せるよう要望する。

<意見 3 ⑮3. (7) 高等学校における観点別学習状況の評価の扱いについて>

高等学校における観点別学習状況の評価の実施と定着に向け、指導要録の参考様式にその記載欄を設けることは適切な対応であると考え。その際、高等学校では小・中学校に比べて教科数・科目数が多いなど校種としての特性があることに配慮するとともに、課程及び学科等の違いにも対応し、かつ多様な学校が存在する高等学校において使用可能な汎用性のある様式とすることを要望する。

<意見 4 ⑬3. (7)② 指導要録の取扱いについて>

指導要録は、調査書や通知票の原票となる。現在取り組まれている大学入学者選抜においては、多面的・多角的な評価を行う際に調査書を活用するとされている。このため、「指導上参考となる諸事項」の欄は、大学が求める情報を過不足なく記載できる記述量でなければならないと考える。

<意見 5 ⑬3. (7)③ 観点別学習状況の評価と評定の取扱いについて>

観点別学習状況の評価を総括した「評定」は、生徒・保護者・大学・企業等において、学習状況を全般的に把握できる指標として定着している。目標に準拠した評価である観点別学習状況の評価と、絶対評価である評定は、その趣旨は同じではない。今後も、観点別学習状況の評価と評定を併用していくべきであると考え。

<意見 6 ⑬3. (8) 学習評価の高等学校入学者選抜・大学入学者選抜での利用について>

学習評価については、ワーキンググループでは、中央教育審議会答申にある「子供たちの学習の成果を的確に捉え、教員が指導の改善を図るとともに、子供たち自身が自らの学びを振り返って次の学びに向かうことができるようにするためには、学習評価の在り方が極めて重要」という視点に立って、教育論として検討がなされてきた。このことは、きわめて重要な検討である。

高等学校においては、大学進学の際の調査書に学習の成果や状況を記載する。調査書において、どのような様式を定めてどのように記載するか、さらに、大学等での選抜の際にどう活用していくか等についても、関係機関による十分な検討が求められる。

また、高校生の大学以外への進学のための試験や採用選考においても、調査書が適切に活用されることが必要である。そのためには、指導要録を基に作成される調査書の様式（採用選考においては全国高等学校統一用紙）についても、観点別学習状況の評価の活用も含め、どのような情報を調査書に記載するかについて、十分な検討を行なっていくことが大切である。

調査書等での評価の記載の在り方について十分に検討し、教育活動の改善の成果が高大接続の改善に効果的につなげてくよう要望する。

<意見 7 ⑭4. (2) 教育委員会、学校、教員養成課程等に求められる取組について>

地方公共団体の首長部局及び教育委員会においては、時代の趨勢に鑑み、教職員が学習評価を公正・公平かつ効果的・効率的に実施することができるように校務システムをはじめとする ICT 環境を一層整備されることを要望する。なお、この点については、国の財政的支援が必要な地方公共団体が多数存在することが推定されるため、国からの支援が不可欠であると考え。同時に、全国共通システムの構築が前提であることから、関連諸機関の連携・協力を切に要望する。

<意見 8 ⑭4. (3) 教職員や保護者等の学校関係者、社会一般への周知について>

保護者等の学校関係者や社会一般では、従来から評定をもって学習評価と考えられてきている。このため、評定と評価を区別し、学習評価の改善の考え方を周知していくことは、

きわめて大切である。

特に、評価とは学習を終えた時点で学習活動を振り返って総括するものではなく、学習のサイクルの中で教育活動の質の改善につなげていくものであることへの理解を図り、社会全体に評価の在り方を改善する意義を理解してもらえよう、国民の意識改革に向けた取り組みをするべきである。